

特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第26号

特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（平成14年岩手県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(自動車取得税の課税免除)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けた特定非営利活動法人については、次に掲げるサービスの用に供する自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に係る自動車の取得（前項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税を免除する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 介護保険法第8条第16項に規定する認知症対応型通所介護</p> <p>(6) 介護保険法第8条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護</p> <p>(7)～(12) [略]</p> <p>3 特定非営利活動法人については、次に掲げる自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に係る自動車の取得（前2項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税を免除する。</p> <p>(1) <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第79条の規定に基づく障害福祉サービス事業のうち同法第5条第8項に規定する児童デイサービ</u></p>	<p>(自動車取得税の課税免除)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、<u>同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者</u>の指定を受けた特定非営利活動法人については、次に掲げるサービスの用に供する自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に係る自動車の取得（前項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税を免除する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 介護保険法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護</p> <p>(6) 介護保険法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護</p> <p>(7)～(12) [略]</p> <p>3 特定非営利活動法人については、次に掲げる自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に係る自動車の取得（前2項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税を免除する。</p> <p>(1) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の3第2項の規定に基づく障害児通所支援事業等のうち、同法第6条の2第2項に規定する児童発</u></p>

スの用に供する自動車

(2) 障害者自立支援法第79条の規定に基づく障害福祉サービス事業のうち、同法第5条第8項に規定する短期入所であって児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する障害児、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に係るものの用に供する自動車

(3)・(4) [略]

(自動車税の課税免除)

第5条 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けた特定非営利活動法人については、その所有する自動車のうち、前条第2項各号に掲げるサービスの用に供するもの(専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。)に対して課する自動車税を免除する。

2 [略]

達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスの用に供する自動車

(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第79条の規定に基づく障害福祉サービス事業のうち、同法第5条第8項に規定する短期入所であって児童福祉法第4条第2項に規定する障害児、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に係るものの用に供する自動車

(3)・(4) [略]

(自動車税の課税免除)

第5条 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けた特定非営利活動法人については、その所有する自動車のうち、前条第2項各号に掲げるサービスの用に供するもの(専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。)に対して課する自動車税を免除する。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例第5条の規定は、平成24年度分の自動車税から適用する。